

第4章 くすのきセンターの今後の方針

4-1 施設の評価

施設の現状を踏まえ、以下の複数の視点から施設を評価し、課題を整理した上で、今後の方針を示します。

【1】 施設の役割や必要性に関する評価

「彦根市保健・医療複合施設の設置および管理に関する条例」では、くすのきセンターの設置目的を、「医療と福祉との一体的かつ有機的な連携により、地域住民の健康の保持および増進を図るとともに、地域住民が住み慣れた地域で自分らしく安心して生活できる社会の実現に資する」と定めています。

これらの目的のもとに、くすのきセンターは、保健センター、休日急病診療所、医療福祉推進センターの3つの役割を担っており、保健・医療分野での重要なサービス拠点となっています。

こうした中、高齢者数は今後さらなる増加が見込まれるなど、保健・医療サービスに対する市民のニーズは一層高まると想定されることから、くすのきセンターの役割はますます重要になると考えられます。

また、休日急病診療所や医療福祉推進センターについては、湖東圏域の1市4町が連携して広域行政による運営を行っていることから、今後も各市町の適正な分担のもと、サービスを維持していく必要があります。

【2】 施設の立地面に関する評価

くすのきセンターは彦根市立病院に隣接していることから、一次救急（初期救急）から二次救急（入院を要する救急医療）への転送など、医療面での連携が図りやすい立地条件にあります。また、福祉サービスの拠点である福祉センター（平田町）にも比較的近い位置にあることから、医療と福祉の連携においても有利な環境にあると言えます。

また、本市の人口が集積する地域はくすのきセンターより5km圏内に概ね含まれるほか、10km圏内には、市域の大半や湖東圏域の各町の人口集積地が含まれるなど、人口分布の面から見てもバランスのとれた立地条件にあります。

交通アクセスの面では、湖岸道路、くすのき通りによって各方面からのアクセスが確保されており、公共交通についてもJR南彦根駅からの路線バスが利用可能となっています。

一方で、災害リスクの観点で見ると、湖岸に近接していることから、くすのきセンターを含む周辺一帯は豪雨時の浸水が想定される地域となっており、これらの災害リスクに対して適切に対応していくことが求められます。

【3】 建物等の性能に関する評価

くすのきセンターは平成25年（2013年）竣工であり、新しい施設であることから、目立った劣化や不具合等はありません。また、ユニバーサルデザインに十分配慮した施設となっており、障害のある人や高齢者等をはじめ、誰もが安全・安心に利用することができます。

建物の構造は鉄骨造であり、構造躯体の耐用年数から見て、今後長期間に渡る活用が可能です。一方で、今後年数を経るにつれて劣化も進行することから、屋根・屋上、外装材などの部位ごとに定期的な修繕等を行うことで、経年劣化による躯体への影響を低減し、建物の長寿命化を図っていく必要があります。

設備に関しては、昇降機、空調機器などの機械設備があるほか、電気設備として太陽光発電設備が導入されており、一定の周期ごとに修繕や更新が必要となります。また、将来においては、エネルギーコストの削減や環境負荷の低減といった観点から、その時点に合った適切な設備機器への更新等も求められます。

駐車場については、計58台分のスペースが確保されていますが、集団検診等で利用が集中する際に一時的な不足が生じることがあり、対策が必要となっています。

【4】 施設の利活用状況に関する評価

1階については、保健センターと休日急病診療所の機能に区分されており、それぞれの機能の関連諸室で構成されています。休日急病診療所については、平日は稼働していない施設であるものの、医療施設としての特性上、多目的での利用が難しい面があります。一方の保健センター部分については、会議等に利用するなど可能な範囲で有効活用を行っています。

2階については、健康推進課、医療福祉推進課の執務室以外の部分（医療福祉推進ルーム、栄養指導室、医師等休憩室等）については、関係者の会合や各種講座等を開催する際に利用するスペースとなっています。

3階については、保健・医療の関連団体が入居する事務室が大きな割合を占めており、会議室についても頻繁に利用されています。

くすのきセンターは保健・医療に関する事業を行う施設であり、多目的利用や、不特定多数の市民等による利用は想定されていない施設ではありますが、部屋によっては稼働のない時間帯等もあることから、事業に支障のない範囲で施設の設置目的に資するために有効活用を図っていくことも考えられます。

【5】 施設の管理運営方法に関する評価

くすのきセンターの維持管理は、設備等の保守管理、清掃、警備保障など、業務が多岐に渡っており、専門性も高いことから、その多くは専門業者への委託を行っています。

効率的かつ効果的な運営の観点からは、指定管理者制度への移行といった方策も想定されますが、保健・医療に関する事業は民間事業者等が関与できる要素が少ないことから、指定管理による施設の包括的な管理運営は難しいと考えられます。

4-2 適正管理に向けた方針

方針1 保健・医療のサービス拠点としての機能維持

- 本市および湖東圏域の保健・医療のサービス拠点として、保健センター、休日急病診療所、医療福祉推進センターの機能を今後とも維持し、市民等の健康の維持・増進や、安心して生活できる医療体制の確保、在宅医療福祉の充実等につなげます。
- 休日急病診療所における適正受診の啓発等により、一次救急の役割を強化し、二次救急病院との機能分化を進めます。
- くすのきセンターを拠点として、医療、福祉等の専門職種の連携を進め、地域医療の充実化を図ります。
- 災害発生時においても、保健・医療のサービス拠点としての機能が維持されるよう、関連計画等に基づいて適切な対策・行動をとります。

方針2 建物・設備等の適正な維持管理

- 施設の日常的な維持管理については、職員による日常的な点検を通じて適正に実施します。
- 建物については、老朽化等の状況を踏まえて必要な長寿命化対策を計画的に実施することで、躯体への劣化の影響を抑制し、ライフサイクルコストの低減を図ります。
- 設備については、修繕・更新等の周期を踏まえて計画的な保全を行います。また、修繕・更新を行う場合は、将来の社会ニーズ等も踏まえて最適な対応策を検討します。
- 駐車場の利用集中に対しては、公共交通の利用を促し、適正な利用がなされるよう努めます。

方針3 効率的かつ効果的な管理運営

- 施設に入居する関連団体や、湖東圏域の各町との適正な費用負担のもとで、管理運営を行います。
- 指定管理者制度への移行は想定しないものとし、専門性の高い維持管理業務については適宜、業務委託を行います。ただし、委託を行う上では、複数年に渡る長期継続契約とするなど、効率的かつ効果的な管理運営を行います。

方針4 施設の有効利用

- 会議室等の諸室については、稼働状況を踏まえた上で、くすのきセンターで実施する事業への影響が出ない範囲で、医療と福祉との連携、地域住民の健康の保持増進に資するために有効活用を図ります。